

## カドミウム、特管産廃 判定基準など見直しへ



The Knights

環境省の中央環境審議会 廃棄物処理基準等専門委員会は、2014年12月2日に開催された第7回会合にて、廃棄物最終処分場からの放流水のカドミウムの排水基準や特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直しについて、今後規制を強化するための論点整理が行われました。

2011年10月にはカドミウムの水質環境基準及び地下水環境基準、2014年12月にはカドミウムの水質汚濁防止法に基づく排出水の基準が強化されています。こうした情勢を踏まえ、廃棄物処分場の判定基準についても見直すことが検討されており、今回、この論点整理が行われました。

カドミウムの基準値に関する具体的な内容は、以下の通りです。

### ① 特別管理産業廃棄物の判定基準

- ・ 廃酸・廃アルカリ(処理物含む): 排水基準値の10倍値を設定 0.3mg/l(現行 1mg/l)
- ・ 燃え殻・ばいじん・鉱さい・汚泥・処理物(廃酸・廃アルカリを除く): 排水基準値の3倍値を設定 0.09 mg/l(現行 0.3mg/l)

### ② 有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る基準

- 燃え殻・ばいじん・鉱さい・汚泥・処理物(廃酸・廃アルカリを除く): 排水基準値の3倍値を設定 0.09 mg/l(現行 0.3mg/l)

### ③ 産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準

- ・ 赤泥、建設汚泥: 環境基準値と同じ値を設定 0.003mg/l(現行 0.01mg/l)
- ・ 有機性汚泥、動植物性残さ 0.03mg/kg(現行 0.1mg/kg)
- ・ 廃酸、廃アルカリ、家畜ふん尿: 排水基準値と同じ値を設定 0.03mg/l(現行 0.1mg/l)

### ④ 廃棄物最終処分場の放流水の排水基準等

一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排水基準及び廃止時の保有水等基準: 環境基準の10倍値を設定 0.03mg/l(現行 0.1mg/l)

産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準及び廃止時の浸透水の基準および処分場廃止時の地下水基準: 地下水環境基準と同値(現行のまま) 0.003mg/l

### ⑤ 上記①から④の各基準に係る検定方法

判定基準 0.003mg/l: JIS K0102 の55に定める方法(ただし、55.1に定める方法にあつては55の備考1に定める操作(抽出操作、キレート樹脂による分離濃縮等)を行うものとする。)

判定基準 0.03mg/l: JIS K0102 の55.2、55.3 又は 55.4

当社では、産業廃棄物、排水、下水に加えて、環境水等の様々な種類の分析について、長年の経験と実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成26年12月10日付 環境新聞

化学分析箇所 竹下尚長

The Knights of Environmental Science  
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2  
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817  
URL: www.knights.co.jp

### 水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014年4月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

お問合せはこちら

